

# 改正高年齢者雇用安定法の施行に 企業はどう対応したか

—「高年齢社員や有期契約社員の  
法改正後の活用状況に関する調査」結果—

The Japan Institute  
for  
Labour Policy and Training



# 改正高年齢者雇用安定法の施行に 企業はどう対応したか

—「高年齢社員や有期契約社員の  
法改正後の活用状況に関する調査」結果—

## まえがき

少子高齢化が急速に進展する中、労働力人口の減少に対応し、経済と社会を発展させるため、全ての人が社会を支える全員参加型社会の実現が求められている。こうしたなか高年齢者については、2013年度から特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることになり、この動向を踏まえ、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、2013年4月1日から施行されることとなった。

高年齢者雇用安定法の改正では、継続雇用制度の対象となる高年齢者について、事業主が労使協定により定める基準によって限定できる仕組みを廃止することなどが講じられた。この法改正を機に、自社の高年齢社員の活用方法や雇用確保措置等について見直したり、再検討した企業も少なくないと思われる。

今般、当機構では、厚生労働省からの要請を受け、高年齢者雇用安定法及び労働契約法の改正への企業の対応状況について把握するため、2013年7月から8月にかけてアンケート調査を実施した。また、アンケート調査を補完する目的から、アンケート調査回答企業の数社に対して聞き取り調査を行った。本報告書は、調査結果のうち高年齢者雇用安定法にかかるところについてとりまとめたものである。

本調査にご回答いただいた企業にこの場を借りて改めて感謝申し上げたい。本報告書が、高年齢者雇用にかかわる方々に少しでも役に立つものになれば幸いである。

2014年5月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 菅野和夫

## 調査担当者と執筆分担

本調査（「高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査」）は、調査・解析部の荒川創太・主任調査員補佐と渡辺木綿子・同で行い、改正高年齢者雇用安定法にかかる調査を荒川が、改正労働契約法にかかる調査を渡辺が担当した。調査結果のうち改正高年齢者雇用安定法にかかる調査結果を収録する本報告書のとりまとめ・執筆については、荒川が行った。

なお、改正労働契約法にかかる調査結果は、調査シリーズ No.122 としてとりまとめられる予定であり（渡辺がとりまとめ・執筆）、労働契約法にかかる調査結果についてはそちらを参照願いたい。

# 目 次

第 I 部 アンケート調査結果 <改正高年齢者雇用安定法への対応状況>	
第 1 章 調査の概要	3
第 2 章 調査結果の概要	7
1. 改正法への【対応前】の「高年齢者雇用確保措置」	7
(1) 【対応前】の措置の状況	7
(2) 65 歳以上定年企業の定年年齢	7
(3) 60～64 歳定年企業の定年年齢	8
(4) 対象者を限定する基準	8
2. 改正法への【対応後】の「高年齢者雇用確保措置」	9
(1) 【対応後】の措置の状況	9
(2) 65 歳以上定年企業の定年年齢と継続雇用制度	10
(3) 60～64 歳定年企業の定年年齢	10
(4) 60～64 歳定年企業の継続雇用制度における経過措置	11
3. 【対応前】と【対応後】の措置内容の変化	13
(1) 各雇用確保措置の【対応前】と【対応後】の状況	13
(2) 変化パターンごとの企業割合	13
(3) 【対応前】の雇用確保措置別にみた【対応後】の措置の状況	14
(4) 業種ごとにみた【対応前】と【対応後】の雇用確保措置の状況	15
4. 継続雇用者の就業状況	16
(1) 雇用形態	16
(2) 雇用契約期間	17
(3) 65 歳以降の勤務の可否	18
(4) 仕事内容	20
(5) 所属部署・勤務場所	22
(6) 勤務日数・時間の体制	23
(7) 人事評価	25
(8) 年間給与	26
(9) 年金受給者の給与水準の変更	27
(10) 賞与	28

(1 1) 解雇事由の規定	29
(1 2) 継続雇用者数	30
5. 高齢者雇用確保措置の人事制度等に与える影響	32
(1) 50歳以上の正社員にかかるキャリア・処遇に関わる施策	32
(2) 改正法に対応するための組織や人事・処遇制度等の変更・新設	33
(3) 改正法やそれに伴う人事制度等の変更による影響	40
(4) 改正法への対応措置と影響との関係	43
<b>第Ⅱ部 調査回答企業へのインタビュー</b>	
1. インタビュー調査の目的	49
2. インタビュー企業の概要と実施時期	49
3. インタビュー調査結果の概要	50
(1) 各社の事例の特徴点	50
(2) 事例からの示唆	53
＜各社の事例＞	
A社（建設業）	61
B社（宿泊業）	67
C社（製造業）	72
D社（運輸業）	77
E社（サービス業）	86
F社（建設業）	92
G社（サービス業）	98
H社（製造業）	104
I社（建設業）	110
<b>付属資料</b>	
アンケート調査票	117
「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」の概要（厚生労働省）	135
<b>付属統計表</b>	143